

平成 25 年 5 月 1 日

入札契約事務に関するコンプライアンスの取組強化について

大阪市入札契約制度改善検討委員会

本市が発注する公共工事、物品調達、委託業務などの入札や契約の事務手続きを行うにあたっては、公平性・透明性・競争性の向上並びに適正な契約の履行確保などに重点を置きながら取組みを進めてきた。入札契約事務に携わる職員は、コンプライアンスを最重要視し、適正に事務を遂行していくとともに、本市事務事業の円滑な推進に資するよう、関係法令をはじめとするあらゆる入札契約制度を熟知し、これらを駆使するための専門的な知識やノウハウを有していることが必須である。

一方、未だに全国各地で、官製談合・入札妨害・汚職事件の摘発あるいは不適正な随意契約など入札契約をめぐる不正・不適正な事案は後を絶たず、このような事案が世間で明るみになると、業者との癒着の疑惑や、本市の入札や契約、ひいては市政に対する市民の信頼性を失墜させることになる。

平成 25 年 1 月には、大阪市入札等監視委員会から、公正な入札の確保に向けた提言を受け、職員が不祥事に関与することを防止し公正な職務執行を確保する方策の検討を求めるとともに、入札情報の管理についても、公表までは厳正・厳格に取扱わなければならないとし、とくに情報漏えいの完璧な防止について言及している。

さらに、市会においても、特定の入札の結果が不自然であるとの指摘があり、この疑念を払拭するべく改善に取り組む旨の議論がなされたところである。

以上のことから、今般、本市職員による入札契約事務に関する不正・不適正行為を防止するコンプライアンスに関する取組みをさらに強化するため、次のとおり対策(平成 25 年度入札契約事務に関するコンプライアンスの取組み)を取りまとめたものである。

1 取り組むべき課題

別紙のとおり

2 対象職員

一般職に属する職員のうち、設計図書(図面、仕様書、現場説明書、机上説明書及び質問回答書を含む。)及び仕様書(図面及び明細書を含む。)の作成、発注単位の決定、資格要件の設定、業者選定、設計金額又は予算金額の作成、入札及び契約の方法の選択、予定価格の作成、低入札価格調査制度における調査基準価格(数値的判断基準を含む。)及び最低制限価格の設定、資格審査、入札執行、契約相手方の決定、契約締結(変更契約及び契約解除を含む。)、監督、検査(中間検査及び契約解除時における出来高査定を含む。)、契約の履行状況の確認(請負工事の施工体制の確認、業務委託契約の履行確認を含む。)、請負工事及び測量・建設コンサルタント等業務の成績評定、請負工事及び測量・建設コンサルタント等業務の優良表彰並びに入札参加停止措置及び資格制限を担当又は関与した職員

3 実施時期

平成 25 年度中を目途に実施(予定)